

掛川市告示第79号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第9条第2号の規定により、
掛川市排水設備指定工事店を次のとおり指定する。

令和3年6月14日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店住所、名称及び代表者名

掛川市横須賀417番地の1

株式会社 横山設備

代表取締役 横山貴紀

2 届出の理由

商号の変更があったため

3 届出の内容

変更前 横山設備

変更後 株式会社 横山設備

4 変更年月日

令和3年3月31日